



請 願 書

(請願名) パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の
働きかけを国等に求める意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

高橋 英夫



〃

小久保 宏信

〃

〃

〃

〃

〃

〃

請願者住所 992-0035

米沢市太田町 3-1-6

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

戦争やんだ！おきたまの会

共同代表 白根澤 澄子



電 話 0238 (23) 8963

令和 6 年 5 月 27 日

米沢市議会議長 相田克平様

様式 13-2

(請願の要旨又は理由)

パレスチナのイスラム組織ハマスのイスラエルへの越境攻撃とイスラエルの反撃による軍事衝突は、パレスチナ自治区ガザ地区において深刻な人道危機をもたらしています。ガザ保健当局は5月17日、戦闘が始まった昨年10月7日以降の死者数は3万5303人と発表しました。そのうち子供の死者数はおよそ4割に当たる1万5000人以上、負傷者数は8万人にせまり、さらに1万人以上の遺体がかげれきの下に埋まっていると見られています。

無差別攻撃は国際人道法及び国際人権法により禁止されており、子供や医療従事者を保護するという特別の規定もあります。イスラエルとハマス双方の行為がこれら国際法に違反しています。しかし、ガザ地区は2007年以来イスラエルにより封鎖されており、パレスチナ人の移動は制限され、食料や水、医薬品、燃料などの調達が十分できない状態が続いています。そのようなガザ地区へのイスラエルの無差別とも見られる攻撃は、ジェノサイド（集団殺害）との声が国際社会から上がっています。

昨年11月には国連安全保障理事会で「人道的な戦闘の一時休止」決議が、12月には国連総会で「ガザ地区での即時の人道的停戦」決議が採択されています。また、国際司法裁判所（ICJ）は1月イスラエルにジェノサイドを防ぐ全ての措置を取るよう求める暫定措置命令を出しています。

軍事衝突から7ヶ月がたった今も戦闘は続いています。断続的に行われていた戦闘休止交渉は、イスラエルとハマス双方に歩み寄りが見られましたが、5月上旬合意に至らず交渉は行き詰まっています。イスラエルはガザ南部の都市ラファへの攻撃を開始し、ガザとエジプト境界のラファ検問所をイスラエル兵が制圧したことから、人道支援物資の搬入が停止されました。ガザの人々は戦闘だけでなく、人道支援物資の欠乏によっても死に直面しています。ガザ地区での一刻も早い停戦が必要です。

日本は憲法9条で国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄しています。また、憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という文言は、イスラエルとパレスチナにおいても共有されるべきものです。ガザ地区での即時停戦実現のために、国及び政府並びに関係機関が積極的な役割を果たすことを求める意見書を提出していただきますようお願いします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。